

山梨県公報

第二千七百二十八号

平成二十九年

九月七日

木曜日

目次

○保安林の指定施業要件の変更予定(五件).....	六一三
○換地計画の決定.....	六一四
○道路の区域変更.....	六一四
○道路の供用開始.....	六一五
○建築基準法に基づく道路位置指定.....	六一五
○国土調査の成果の認証.....	六一五
○公共測量の終了.....	六一五
○山梨県指定有形文化財の指定.....	六一五
○山梨県指定無形民俗文化財の指定.....	六一六

告示

山梨県告示第二五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲州市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 北杜市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 韮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

韮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、韮崎市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐樹齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営農地環境整備事業（大武川地区大武川工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年九月八日から同年十月六日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年十月七日から同月二十一日まで

山梨県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年九月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 北杜八ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町若神子字古城三三四五番一 地先から 北杜市須玉町若神子字古城三三五〇番三 地先まで	九・一 八三・五	八・五 四五・〇	一四・〇	一二四・〇

山梨県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成二十九年九月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎昇仙峡線	葦崎市穂坂町宮久保字三百水七八三番三 五地先から 葦崎市穂坂町宮久保字三百水七八三番九地先まで	一〇七・〇	平成二十九年九月十二日

山梨県告示第二百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十九年八月三十日
- 二 指定道路の位置 笛吹市石和町下平井字永塚七十番七
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇二メートル
- 四 指定道路の延長 四十七・六二メートル

公 告

● 国土調査の成果の認証

山梨県公報 第二千七百二十八号 平成二十九年九月七日

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 甲斐市
- 二 調査を行った時期 平成二十三年四月一日から平成二十四年十月二日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲斐市上芦沢及び下芦沢の各一部
- 五 認証年月日 平成二十九年八月三十一日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により昭和町から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 二 測量の地域 昭和町全域
- 三 測量の期間 平成二十九年四月一日から同年八月二十四日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第六号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成二十九年九月七日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

有形文化財の一部
彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造聖観音	五軀	木造、彩色	飯室山大	中央市大鳥居	中央市大鳥

及び諸尊像	聖観音立像 (像高) 三三五・五 センチメートル 毘沙門天立像 (像高) 一〇〇・〇 センチメートル 不動明王立像 (像高) 九七・五 センチメートル 聖観音立像 (像高) 一六九・〇 センチメートル 不動明王立像 (像高) 九八・〇 センチメートル	福寺	一六二二番地	居一六二二番地
-------	---	----	--------	---------

工芸品

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
銅鐘	一口	銅製、総高一七〇・三センチメートル、口径九一・〇センチメートル	大野山本遠寺	南巨摩郡身延町大野八三九番地	南巨摩郡身延町大野八三九番地

考古資料

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
かんかん塚(茶塚)古墳出土馬具	六点	木芯鉄板張輪鏝一対二点、三環鈴一点、轡部品三点一括	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一号	甲府市下曾根町九二三番地山梨県立考古博物館

小井川遺跡出土五輪塔部材	六点	地輪四点、火輪二点	山梨県	甲府市丸の内一丁目六番一号	甲府市下曾根町九二三番地山梨県立考古博物館
--------------	----	-----------	-----	---------------	-----------------------

山梨県教育委員会告示第七号

山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第二十六条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定無形民俗文化財として指定する。

平成二十九年九月七日

山梨県教育委員会
教育長 守 屋 守

無形民俗文化財の部

名称	保持団体	所在地
下吉田の流鏝馬祭	下吉田の流鏝馬保存会	富士吉田市下吉田